

## 生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業業務委託仕様書

### 1 委託業務名

生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業業務委託

### 2 委託業務の目的

町村の生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯に対し、高校受験のための進学支援や学習の習慣づけ、保護者も含めた生活習慣の形成改善支援等を行うことにより、学習や進学の環境が十分に整っていない生活困窮世帯の貧困の連鎖の防止を図る。

具体的には、生活困窮世帯の子どもの対象に、公民館等の身近な場所での学習教室の開催、個別的な支援を必要とする子どもに対する訪問及びオンライン等による学習支援や生活習慣の形成改善、保護者に対する養育に対する相談や公的支援の情報提供などの支援を行い、子どもの学力向上や高校進学、健全育成及び家庭の生活改善を図ることを目的とする。

なお、本事業は、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 7 条第 2 項第 2 号に規定する「子どもの学習・生活支援事業」を実施するものである。

### 3 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 4 業務の対象とする地域

県福祉事務所の管轄である以下の 17 町村を対象とする。

- (1) 中央福祉こどもセンター（国富町、綾町）
- (2) 南部福祉こどもセンター（三股町、高原町）
- (3) 北部福祉こどもセンター（門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村）
- (4) 児湯福祉事務所（高鍋町、新富町、川南町、都農町、木城町、西米良村）
- (5) 西臼杵支庁福祉課（高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町）

### 5 事業の対象者

実施地域に居住する以下の世帯のうち、利用に当たって同意が得られた世帯に属する中学生から高校生まで（高校中退者を含む。）の子どもとする。なお、重点対象を生活保護世帯の中学生とする。

- (1) 生活保護世帯
- (2) 就学援助受給世帯
- (3) 児童扶養手当受給世帯
- (4) 法第 5 条に定められている「生活困窮者自立相談支援事業」において、自立相談を行った者が属する世帯
- (5) その他、(1)～(4)までに掲げる世帯に準ずる世帯

### 6 業務運営主体

宮崎県（以下「県」という。）は、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することがで

きるものであって社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他県が  
適当と認める団体に、その運営を委託して実施する。

## 7 業務実施体制

### (1) 事務所の確保

本事業を実施するため、事業運営主体は宮崎県内に事務所を設置する。

### (2) 配置職員

- ① 本事業を実施するに当たり、支援専門コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置する。（他業務との兼務可）
- ② コーディネーターは、対象者へ直接支援をする「学習・生活支援サポーター」を募集し、学習・生活支援を行う。
- ③ コーディネーターは、本事業の円滑な実施を図るため、業務全体を総合的に把握し、学習・生活支援サポーターの管理・監督・指導・調整及び関係機関との連絡・調整や業務の管理・運営を行う。

## 8 業務内容

本事業は、概ね以下の業務を行う。

### (1) 事業の内容

#### ① 学習支援

子どもの学習理解度に合わせて、個別的に各教科を教えるほか、学習意欲向上への支援、高校受験対策等の学習支援を行うこと。

学習支援に当たっては、単なる教科の指導のみに専念するのではなく、学習・生活支援サポーター等と子どもの信頼関係づくりを優先させ、気軽に会話できる雰囲気づくりを常に心がけることにより、質問等をしやすい学習環境づくりに配慮すること。また、対象者のニーズに合わせ、学習支援の会場に来られない子どもに対しては、個別訪問等により実施すること。

なお、必要に応じてオンライン学習の導入も検討すること。

#### ② 居場所の提供

日常生活や学校生活上の悩み、将来の進路相談等について丁寧に対応し、子どもが安心して通える、話せる場所の提供に努めること。

#### ③ 進路等に関する相談支援

子どもの将来の進学等に関する相談について親身に対応し、学習意欲の増進に役立つ地域や心構え、奨学金制度等進学に必要な情報の提供など、適切な助言を行うこと。

#### ④ 保護者等への養育者支援

子どもの養育や学習習慣の定着、進路等について、保護者に対し、公的支援等の情報提供や適切な助言を行うこと。また、子どもや保護者の相談に応じ、必要に応じて助言や支援を提供し、生活保護や生活困窮者自立支援制度等の他の制度で対応する必要が認められる場合は、当該制度につながるよう支援すること。

なお、児童虐待やドメスティックバイオレンスといった緊急性の高い事案に対しては、各公的支援機関に連絡の上、指示を仰ぐこと。

⑤ その他県が認める児童等の学習習慣・生活習慣の確立や学習支援の向上のために必要な事業

(2) その他

- ① 事業開始後、それぞれの福祉事務所管内において、関係機関等との支援調整会議を定期的  
に実施すること。
- ② 本業務について、県や福祉事務所及び関係機関に対し、事業報告会を開催すること。
- ③ 本業務において作成した資料等に関しての著作権は、全て県にあるものとする。
- ④ 業務の過程において、県と十分な協議、連携を行うこと。

9 実績報告書

- (1) 受託者は、県に対し、月ごとに任意の実施状況報告書を翌月の10日までに提出すること。
- (2) 委託業務を完了後、速やかに業務完了報告書及び県が求める会計関係帳簿等を提出すること。また、本業務による子どもの高校進学状況や、学力面での効果、意欲という精神面への影響等を検証し、委託期間終了日までに県に提出すること。  
なお、印刷用電子データ（PDF）のCD-Rも1部提出すること。

10 事業実施に当たっての留意事項

- (1) 契約書及び仕様書のほか、関係法令を遵守すること。
- (2) 事業に参加する子ども等の意向を尊重し、懇切丁寧な対応のもと、事業を実施すること。
- (3) 事業に参加する子どもに対し、保険に必ず加入し、万一の事故を防止するため、最大限の安全性を考慮し、実施すること。
- (4) 福祉事務所、自立相談支援機関、町村教育委員会、学校等関係機関と連携し、事業を実施すること。
- (5) 事業に係る会計は、他の業務に係る会計と区別するとともに、関係帳簿等を業務終了後5年間保存しておくこと。

11 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、契約書別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。また、支援対象者については、支援内容の必要性から国、自治体等の関係機関へ個人情報を提供する場合があることを十分説明し、書面により同意を得ること。

12 その他

本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に明示なき事項が生じた場合は、県と協議の上、指示に従うこと。